

裁 決 書

審査請求人

奈良市〇〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

奈良市二条大路南一丁目1-1

奈良市

上記代表者 奈良市長 仲 川 元 庸

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成〇年〇月〇日付けでした審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成〇年〇月〇日に奈良市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し行った国民健康保険料賦課決定処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

請求人は、〇〇〇〇特例退職健康保険に加入していたが、満75歳となる平成〇年〇月〇日以後、後期高齢者医療保険制度の対象となった。このことに伴い、上記健康保険の被扶養者である請求人の妻（以下「妻」という。）は、国民健康保険の被保険者に切り替わった。

妻の自己負担限度額については、〇〇〇〇特例退職健康保険に加入していた〇月〇日までは同保険の自己負担額が適用され、〇月〇日以降は国民健康保険の自己負担限度額が適用されている。

一方、請求人への保険料については、後期高齢者医療制度及び国民健康保険ともに、〇月分として1か月分が月割計算されている。

妻に係る国民健康保険料のうち、〇月分については〇月〇日以降の〇日間で日割計算し、〇〇, 〇〇〇円から〇〇, 〇〇〇円に変更すべきである。

第2 処分庁の説明

- 1 請求人が満75歳となる日に後期高齢者医療制度に移行することにより、その妻は、〇〇〇〇特例退職健康保険の被扶養者の要件を失って、国民健康保険

の被保険者の資格を取得することとなるので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第7条により、被扶養者でなくなった日に国民健康保険の資格を取得し、保険給付については、その日から日単位で適用されることとなる。

高額療養費制度は、同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の額を合算した額が自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超える場合に、その超える額を高額療養費として支給する制度であるが、同一月の受診であっても医療保険者が別の場合は、各医療保険制度が財政的に独立して医療保険制度を運営していることから、資格取得日を境に別々の算定となる。

- 2 保険料の算定については、奈良市国民健康保険条例（昭和34年3月奈良市条例第13号）第15条第1項において、資格を取得した場合の保険料の算定について、「保険料の賦課期日後に納付義務が発生し（中略）た場合における当該納付義務者に係る（中略）額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し（中略）た日の属する月から、月割をもつて行う」と規定されている。

また、同条第2項においては、資格を喪失した場合の保険料の算定について、「その納付義務が消滅した日（中略）の属する月の前月まで、月割をもつて行う」と規定されている。

すなわち、資格を取得した場合、資格取得日の属する月から月割で保険料を算定し、資格を喪失した場合、資格喪失日の属する月の前月までの月割で保険料を算定することとされている。なお、厚生労働省が示す国民健康保険条例参考例においても、同様の規定が置かれている。

また、被用者保険にも同様の規定が設けられており、保険料の算定において、国民健康保険制度と他の医療保険制度で、二重負担とならないよう調整されている。

第3 判断

請求人が平成〇年〇月〇日に後期高齢者医療制度の対象者となったため、これまで加入していた被用者保険の資格を喪失したこと、また、それに伴って、請求人の妻が当該被用者保険の被扶養者の資格を喪失し、国保に加入することとなったため、処分庁は、被保険者の属する世帯の世帯主である請求人に対して、保険料を賦課したものである。

保険料の賦課等については、国民健康保険法第81条で委任された条例である奈良市国民健康保険条例に基づいて行われており、月の途中で国民健康保険に加入する場合の保険料の算定については、処分庁が主張するとおり、被保険者がその資格を取得した日の属する月から月割で賦課することが、同条例第15条第1項に規定されている。

請求人あての平成〇〇年度国民健康保険料決定通知書には「H〇年〇月〇日 社保離脱 〇〇〇〇様」等の記載があり、保険料の額〇〇, 〇〇〇円は、〇月からの月割賦課による算定額であることが認められる。

したがって、処分庁が請求人に対して行った国民健康保険料の決定は、国民健康保険法及び奈良市国民健康保険条例に基づく適法な処分であると認められる。

以上のことから、請求人の主張には理由がないため、主文のとおり裁決する。

平成27年11月19日

審査庁 奈良県国民健康保険審査会
会長 石黒良彦

この裁決の取消しの訴えは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起することができます。（なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）

ただし、同法第10条第2項の規定により、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。